

Mar 14, 2025

AI 基本法成立の意義と産業界に与える影響

I. 背景

2024 年 12 月 26 日、「人工知能の発展と信頼基盤の造成等に関する基本法（以下「AI 基本法」）が国会本会議で成立しました。国会本会議で成立した AI 基本法は、公布後 1 年が経過した日から施行される予定です。AI 基本法が施行されれば、AI の開発及び育成に対する支援が拡大される一方、AI の信頼性確保やリスク防止のための様々な規制が導入され、関連産業界に重大な影響を及ぼすことが予想されます。

弊所では、AI 基本法案が国会科学技術情報放送通信委員会で成立して本会議の議決を控えていた 2024 年 12 月 2 日、AI 基本法の主な内容を紹介する Legal Update を配信しました（[リンク](#)）。今回のニュースレターでは、AI 基本法の主な内容と特徴を「EU AI 法」と比較してご説明するとともに、AI 基本法の施行に伴う今後の見通しと関連産業界に与える影響を分析してご案内いたします。

II. AI 基本法の主な内容の分析

1. AI 基本法の主要条項

AI 基本法の主な内容は、大きく（1）AI 技術及び関連産業の振興のための国家的な支援体制の確立と（2）AI 事業者（主に「高影響人工知能」及び「生成型人工知能」事業者）に対する具体的な義務の賦課の 2 つに分けられます。

（1）AI 技術及び関連産業の振興のための国家的な支援体制に関するものとしては、以下のような主要条項が含まれています。

- 科学技術情報通信部長官は、関係部処と 3 年ごとに人工知能技術及び人工知能産業の振興と国家競争力強化のための基本計画を策定（第 6 条）
- 大統領所属の国家人工知能振興委員会の設置（第 7 条及び第 8 条）、人工知能技術及び産業活性化のための各種政府支援、中小企業及び創業支援（第 13 条ないし第 18 条、第 21 条条、第 22）
- 人工知能データセンターの構築及び運営に対する政府の施策推進義務（第 25 条）

(2) AI 事業者（主に「高影響人工知能」と「生成型人工知能」事業者）に対する具体的な義務について、以下のように規定しています。

- 「高影響人工知能」及び「生成型人工知能」事業者における人工知能の利用の有無に対する透明性確保義務（第 31 条）及び安全性確保義務（第 32 条）
- 「高影響人工知能」に関連する事業者のリスク管理策の策定・運営、利用者保護策の策定・運営、「高影響人工知能」に対する人の管理・監督等の責務（第 34 条）、国内に住所又は営業所がない人工知能事業者のうち、大統領令で定める基準に該当する者の国内代理人指定義務（第 36 条）
- 科学技術情報通信部長官の事実調査及び中止・是正命令権限（第 40 条第 3 項）、これを不履行した人工知能事業者に対する 3,000 万ウォン以下の過料の賦課（第 43 条第 1 項第 3 号）

2. EU AI 法との比較

EU が 2024 年 5 月 21 日に初めて包括的な AI 規制法である「EU AI 法」を承認して以来、韓国は AI 基本法を制定した第二の国となりました。AI 基本法は、EU の AI 法と比較して大きく（1）**規制対象**、（2）**規制範囲**、そして（3）**制裁方式**に違いがあります。以下では、AI 基本法と EU AI 法を比較して詳しくご説明します。

• 規制対象

AI 基本法と EU の AI 法は、AI のリスクの程度を区分し、それに応じて異なる規制を適用する「リスクベース・アプローチ方式」を採用しているという共通点があります。しかしながら、AI 基本法が「高影響人工知能」と「生成型人工知能」についてのみ別途定義して規制しているのとは異なり、EU の AI 法では、人工知能の種類を「許容できないリスク」、「高リスク」、「限られたリスク」、「低リスク」の人工知能の 4 つに分類して規制しています。AI 基本法の「高影響人工知能」は、主に医療、交通、エネルギーなど、人々の安全、健康、基本権などに関連する領域で使用される AI を指します。EU AI 法の「高リスク人工知能」と類似していますが、「リスク」ではなく「影響」という価値中立的な用語を使用しているという違いがあります。

AI 基本法は、規制対象事業者について、人工知能を開発して提供する「人工知能開発事業者」と、これらが提供した人工知能を利用して人工知能製品又は人工知能サービスを提供する「人工知能利用事業者」をまとめて「人工知能事業者」と呼び（第 2 条第 7 号）、これらに対して共通の義務を課しています。一方、EU AI 法では、高リスク人工知能の「供給者（provider）」、「配布者（deployer）」、「輸入者（importer）」及び「流通者（distributer）」に分け、それぞれ差を設けた義務を課しています（EU AI 法第

23条～第29条)。このように、EU AI 法は、韓国の AI 基本法に比べ、高リスクの人工知能の輸入者と流通者に対しても高いレベルの責務を課しています。これらの者は、高リスクの人工知能システムが自らの責任の下にある間は関連遵守事項の履行が困難にならないよう保障する義務があり、特に、流通者においては、高リスクの人工知能システムが関連遵守事項に適合しない場合、是正措置、リコール又は撤回まで履行すべき義務を課しています。

- **規制範囲**

一方、EU AI 法は、AI 基本法に比べ、様々な法適用の例外を規定しています。AI 基本法は、あくまでも「国防又は国家安全保障の目的でのみ開発・利用される人工知能」についてのみ適用が除外（第4条第2項）されるとしているのに対し、EU AI 法では、①もっぱら国防・安全保障の目的で利用される場合のほかにも、②市場投入又はサービス開始前の段階の研究・試験・開発等の場合、③もっぱら科学的な研究・開発目的でのみ開発・利用される場合、④純粋に私的な非職業的（purely personal non-professional）活動で利用される場合には適用を除外すると規定（EU AI 法第2条）しています。

- **制裁方式**

制裁方式については、AI 基本法と EU AI 法ともに自律的な影響評価制度と国内代理人制度を導入するなどの共通点が存在します。ただし、制裁の厳しさは EU AI 法のほうが高くなっています。EU AI 法では、人工知能事業者が法律に違反した場合、全世界の売上高の最大 7%又は 3,500 万ユーロに達する課徴金を課することができるようにしており、ただし、企業の規模を考慮して課すよう定めています（中小企業及びスタートアップには低い金額が課される）。この点、AI 基本法では、企業の規模を考慮せず、最大 3,000 万ウォンの課徴金の規定のみ設けられているのと違いがあります。

要するに、EU AI 法の規制が AI 基本法よりも具体化・細分化されており、厳しいといえます。これは、AI 基本法が AI 分野に対する規制というよりは、政府レベルでの積極的な支援による発展と活性化に重点を置いているためと考えられます。もっとも、AI 基本法は EU AI 法に比べて適用例外の範囲が狭く、両法律間の適用範囲に明確な違いがあるため、関連事業者においては、自らがどの法律の規制対象に該当するのか正確に確認した上で備える必要があります。

III. AI 基本法の各産業への影響と今後の見通し

1. AI 基本法の各産業への影響分析

AI 基本法は、AI 関連産業の様々な面において影響を及ぼすことが予想されます。そのため、企業においては、各産業ごとに AI 基本法上の義務事項などを個別・具体的に分析して備える必要があります

- **モビリティ産業**

最近急成長しているモビリティ産業の場合、自動運転車両のための AI システムなどは健康、安全に重要な影響を及ぼす「高影響 AI」に該当するため、AI 基本法に基づく透明性と安全性確保義務を遵守しなければなりません。すなわち、モビリティ企業においては、AI システムの安全性評価、データの透明性、利用者への告知等を強化するためのシステムを構築する必要があります。

- **医療機器・ヘルスケア産業**

医療機器及びヘルスケア分野で使用する AI システムも健康、安全に大きな影響を及ぼす「高影響 AI」に該当し、AI 基本法の適用を受ける可能性があります。特に、医療機器分野では、人工知能、ソフトウェアなどのデジタル技術を活用したデジタル医療製品の特性に合わせた臨床・許可・品質管理などを主要内容とする「デジタル医療製品法」が施行されており、これに速やかに備えることがより重要となります。なお、食品医薬品安全処は先日、デジタル医療製品法の説明会で「人工知能に対する規制は、科学技術情報通信部の人工知能基本法でも扱っており、人工知能医療機器はデジタル医療製品法に従えば追加的な安全規制はないものと予想される」とし、「人工知能基本法で定める規制をデジタル医療製品法に盛り込むことで、二重規制にはならないもの」と説明しています。しかしながら、原則として、AI 医療機器が AI 基本法の適用例外となるわけではないため、AI 医療機器事業者においては、デジタル医療製品法に基づく規制を遵守しつつも、AI 基本法に基づく政府の支援施策や今後具体化される規制内容を積極的にモニタリングする必要があります。

- **金融機関**

金融機関については、AI システムが採用、融資など個人の権利・義務関係に重大な影響を及ぼし得る信用評価等に用いられる場合には、AI 基本法の規制対象となる可能性があります。金融委員会は既に「AI ガイドライン」を通じて、個人に対する不当な差別など個人の権益や安全、自由に重大なリスクをもたらす恐れのあるサービス、すなわち、高リスクサービスに対する適切な内部統制及び承認手続を設けるよう勧告しており、一部の金融機関ではこれを反映して AI システムを運営しています。しかしながら、この

ガイドラインに含まれない AI 基本法上の追加の義務がある可能性もあるため、金融機関は AI 基本法の規制内容を正確に確認した上で、これを反映して AI システムの運営方式を調整する必要があります。また、金融委員会が定めている高リスクサービスよりも現在の高影響人工知能サービスの範囲が狭いため、今後の法執行の方法などについて綿密に確認する必要があります。

2. AI 基本法に対する評価と今後の見通し

AI 基本法の制定をめぐり、関連業界には様々な評価が存在します。政府レベルでの AI 技術及び産業の振興のための法的根拠が整備され、今後、投資が活発に行われるだろうという肯定的な評価がある一方で、一部では AI 基本法の規制内容が曖昧であることから、依然として事業環境に不確実性が存在するという懸念も提起されています。

具体的には、「**高影響人工知能**」の定義が抽象的かつ広範であるため、具体的なリスク管理や禁止措置に関する規範の設定が困難であることが指摘されています。これは、EU の「高リスク AI」と比較すると中立的な表現ではあるものの、同時に、その中立性により規制対象が拡大する可能性があるとの懸念もあります。

また、AI 基本法第 40 条の**事実調査条項**の実施要件が明確でないため、単純な苦情や通報だけでも調査が行われるのではないかという産業界の懸念の声が上がっています。政府は、下位法令で条件を明確にし、苦情者の私的な利害関係や匿名の嘆願等による事実調査は行わないようにする計画であるとしていますが、下位法令の立法過程において不確実性を解消する必要があるものと考えられます。

一方、AI 基本法は、規制よりも産業の振興に焦点が当てられており、**高影響 AI に対する実効性のある具体的な規制条項がない**という評価もあります。特に、EU AI 法が非倫理的又は社会的副作用をもたらす可能性のある AI 技術に対して先制的な制裁を行っているのに比べ、AI 基本法はそのような規制が不十分であるということです。また、AI 基本法では、**AI から派生する恐れのある著作権及び個人情報保護に関する保護装置も不足している**という批判も出ています。これに関して、法案制定時に「創作行為に関係する AI 学習データリストを公開しなければならない」という宣言的な条項を法案に盛り込むことを提案した文化体育観光部長官の意見や、「生成 AI 事業者が可能な限り学習データを透明に明らかにし、著作権者が閲覧できるようにしなければならない」という韓国新聞協会など 5 つのメディア団体の意見がありましたが、最終的に法律案には反映されなかったことから、今後、法令下位や他の法令を通じて、これに関する解決策も提示されるものと考えられます。

いずれにせよ、AI 基本法のより具体的な内容は、今後策定される施行令によって様々な面から補完される予定であるため、政府がこのような批判を受け入れて規制の範囲と要件を如何に具体化するかが重要となります。したがって、AI 関連事業者においては、法適用の

有無と関連義務事項を事前に検討して備えるとともに、今後政府が制定する施行令や告示、ガイドラインの制定過程において積極的に意見を提示し、規制の合理性確保に努める必要があります。

関連構成員

姜泰旭（カン・テウク）

弁護士

T 02.3404.0485

E taeuk.kang@bkl.co.kr

尹珠鎬(ユン・ジュホ)

弁護士

T 02.3404.6542

E juho.yoon@bkl.co.kr

姜貞姫（カン・ジョンヒ）

弁護士

T 02.3404.6480

E jeonghee.kang@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人（有限）太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。